

目的（要綱第1条）

本市において市民が後世に語り継ぐ歴史文化を京丹後市市民遺産として認定することにより、市民が地域に対し誇りと愛着をもつとともに、地域の活性化を図る

定義（要綱第2条）

京丹後市内に所在する地域の歴史や文化に関連し、市民が将来の世代に引き継いでいくために自主的に保存及び活用を行っているものとして、教育委員会が認定するもの

京丹後市市民遺産会議（要綱第9条～第15条）

市民遺産会議（第9条）
市民遺産の認定にかかる審議をするため、京丹後市市民遺産会議を設置する。

- 所掌事務（第10条）
- (1) 市民遺産の認定の基準に関する事項
 - (2) 市民遺産の認定及び認定解除に関する事項
 - (3) 認定をした市民遺産の保存及び活用に係る協議に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた事項

組織（第11条）
市民遺産会議は、委員5人以内で組織する。
※学識経験を有する者のほか、教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

施行（附則）

この告示は、令和6年1月4日から施行する。
※ただし、認定申請関係（第4条～第8条）は、令和6年4月1日から施行する。
…今年度、市民遺産会議で具体的な認定基準を詰めた上で、公募・申請受付を開始するため。

